

電子版クーポン「対馬藩札」取扱加盟店募集要領

1. 目的

有人国境離島地域社会維持推進交付金の令和2年度3次補正において閣議決定された「観光産業緊急支援事業」を活用し、長崎県内の各離島地域において実施される電子版クーポン発行事業の対馬市版：「対馬藩札」を利用できる取扱加盟店の募集について、必要な事項を定める。

2. クーポンの概要

ク ー ポ ン 名	対馬藩札（電子）
事 業 主 体	対馬観光活性化協議会（以下、「協議会」という。）
交 付 対 象 者	令和3年7月1日以降に対馬市内に所在する加盟宿泊施設にて1泊以上宿泊する者。ただし、ご自身のスマートフォンに専用アプリをDLできる者に限る。
交 付 期 間	令和3年7月1日（木）から予算上限に達し次第終了
交 付 内 容	1泊につき1人5,000円の電子版クーポン「対馬藩札」を専用アプリDL済みの方に交付。
交 付 上 限	1キャンペーン（25日間）中取扱加盟店宿泊施設1泊につき5,000円とし、1キャンペーン中最大3泊まで。
交 付 予 定 額	50,105,000円（10,021人泊分）
交 付 場 所 等	対馬市内取扱加盟店宿泊施設
使用（失効）期限	交付後7日間

3. 取扱加盟店の登録資格

取扱加盟店として登録できるものは、市内で宿泊業、飲食業、交通業、小売業等を営む者で、宿泊客が利用できる事業者とする。ただし、次に掲げる事業者を除く。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- （2）業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- （3）その他本事業の趣旨に該当しないと会長が認めた者

4. 取扱加盟店の登録に係る手数料

- （1）取扱加盟店として登録を受ける場合の手数料は、1店舗当たり1,000円とする。また、当該店舗内に利用者との「金銭をやり取りする場所」や「金銭登録機（レジ）」が複数ある場合は利用希望に応じ1台当たり1,000円を上乗せするものとする。ただし、（一社）対馬観光物産協会会員の事業者においては、1店舗当たりの手数料を免除するものとする。
- （2）上記手数料については、原則初回換金時に換金金額と相殺する。なお、事業

期間内で換金がない場合は、事業終了後に協議会から該当事業者に対し手数料を請求することとする。

5. 取扱加盟店の申込み方法

取扱加盟店として登録を受けようとする者は、会長が別に定める「対馬藩札」取扱加盟店登録申請書に必要な事項を記入の上、会長に申請を行うこととする。

6. 取扱加盟店の登録申請期間

取扱加盟店の登録申請期間は、令和3年3月11日（木）から令和3年3月25日（木）までとする。ただし、前記期間を過ぎても随時、申請が行えることとする。

7. 登録後の「対馬藩札」取扱加盟店用 QR コードの交付

会長は、申請の提出を受けたときは、内容を確認及び審査の上、登録を認めた場合は、当該申請者に対し、申請者ごとの「対馬藩札」取扱加盟店用 QR コードを交付する。

8. 電子版クーポンの取扱

(1) 取扱加盟店は、電子版クーポンを持参した者に対し、令和3年7月1日（木）から額面相当の役務の提供を行う。

(2) 電子版クーポンは、以下の物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために使用することができない。

①不動産、金融商品、債務の支払い

②商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

③たばこ

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑤国税、地方税及び使用料などの公租公課

⑥その他会長が不相当と認めるもの

9. 換金方法・利用金額の確認

(1) 利用者が提示し、取扱加盟店宿泊施設が決済した電子版クーポンについては、申請された加盟店宿泊施設情報と連動した取扱加盟店宿泊施設用 QR コードに蓄積され、利用された金額を協議会から各口座に振込を行う。

(2) 換金の締切日は、毎月15日と月末までの月2回とし、締切日から7日以内に振込を行い、振込手数料は、協議会の負担とする。

(3) 利用金額の確認は、平日午前9時から17時30分の間に協議会に電話、メール又はLINEにてお問い合わせいただいた場合に協議会から回答する。

なお、利用明細の確認は、メールでの問い合わせのみ回答する。

10. 取扱加盟店の責務等

- (1) 特定取引において電子版クーポンの利用を拒まないこと。
- (2) 電子版クーポンの利用における決済に際し、利用者のスマートフォン決済画面を必ず確認し、取扱加盟店の責任をもって支払額を確定させること。
- (3) 取扱加盟店であることが分かるよう、見やすい場所にチラシ等の掲示を行うこと。
- (4) 協議会と適切な連携体制を構築すること。

11. 取扱加盟店の取消

取扱加盟店が、本要領の10に掲げる事項に反する行為が認められた場合は、会長は、当該取扱加盟店の登録を取り消すことができる。

12. 損失等の責任

取扱加盟店が決済を確定した電子版クーポンの利用金額と実際に提供した役務の対価に相違があった場合の損失は、取扱加盟店の責任とする。

13. 立入検査等

- (1) 会長は、電子版クーポン利用の適正を期するため必要があるときは、取扱加盟店等に報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを掲示しなければならない。
- (3) 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14. 経費の負担

本要領の4及び5に要する手数料、郵便送料等の経費は、取扱加盟店の負担とする。

15. 本事業の問い合わせ先

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地

対馬観光活性化協議会（対馬市役所観光商工課内）

電話：0920-53-6111 FAX：0920-52-1214

Email：kanko_bussan@city-tsushima.jp

LINE：右記QRコードからお友達登録

